

特定施設入居者生活介護等運営規程

医療法人社団 慶心会

介護付有料老人ホーム

ラ・デュース中島

医療法人社団 慶心会

介護付有料老人ホームラ・デュース中島運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 慶心会が開設する介護付有料老人ホームラ・デュース中島（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護、及び介護付予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の特定施設入居者生活介護、及び介護付予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態。要支援状態にあたる者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護、及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下「特定施設入居者生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者の従業者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、要介護状態等ある者について、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

- 2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 3 指定介護特定施設入居者生活介護等の実施に当たっては、介護支援事業所及び介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 幼老共生「高齢者と子供の生き生きした関わり」への確立と地域コミュニティーが集える文化の場の提供を行う。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人社団 慶心会
介護付有料老人ホーム ラ・デュース中島
- ② 所在地 恵庭市中島町6丁目15番1号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1人（常勤専従 1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 生活相談員 1人（常勤専従 1名）

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

③ 看護職員 2人（常勤専従 2名）

看護職員は、利用者の健康の状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

④ 介護職員 15人（常勤専従 10人・非常勤専従5人）

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

⑤ 機能訓練指導員 1人（常勤専従 1人）

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

⑥ 計画作成担当者 介護支援専門員 1人（常勤兼務 1人）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画書を作成する。

（入所定員及び居室数）

第5条 指定介護特定施設等の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

一 入所定員 73名

二 居室数

個室 59室 （A タイプ夫婦用2室 Bタイプ夫婦又は単身 12室
Bタイプ単身 9室 Cタイプ単身 36室）

（指定介護特定施設の介護の内容）

第6条 指定介護特定施設等の介護は、要介護者及び要支援者を対象に、要介護者3人に1人の介護職員を配置し、又は、要支援者には、10人に1人の介護職員を配置し、夜間は夜勤をおき、介護を提供する。指定特定施設入居者生活介護等の内容は次のとおりとする。

1,介護・・・入浴・排泄・食事等の介護及びその他の日常生活の世話

機能訓練及び療養上の世話

2,健康管理・・・年2回以上の定期健康診断を受ける機会を設ける。

医師又は看護師等による健康相談及び医師による健康診断の機会を設ける。

3,食事の提供・・・ホーム内の食堂において、毎日3食の食事を提供する体制を整え

ます。管理栄養士その他の食事の提供に必要な職員を配置します。

医師の特別な指示のある場合にはその指示により治療食を提供します。

- 4,生活相談、助言・・・生活全般に関する諸問題について、相談や助言を行います。
- 5,生活サービス・・・一般的に対応できる入居者の生活必需品の購入、公租公課の納付の代行、官公署への届け出や手続きの代行等についての便宜等を行います。
- 6,レクリエーション・・・ホーム内において一般対応できる、運動・娯楽等のレクリエーションや、ホーム外でのレクリエーションを行います。
- 7,機能訓練・・・生活機能の維持・改善のための、機能訓練指導員を配置し、機能訓練を実施いたします。

(利用料その他の費用の額)

- 第7条 ① 特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。
- ② 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文章で説明を行い、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けこととする。
- ・おむつ代
 - ・利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - ・その他指定特定施設入居者生活介護等において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの実費とする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及手続)

- 第8条 特定施設入居者生活介護等の提供にあたり、自立者の入居者が、介護が必要となった場合、介護保険の介護認定を受けるものとし、サービス内容等については、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容を文章で説明を行います。その際、居室の移動はなく現状の居室で対応となります。また、著しく介護が必要な場合など判断した際は、1階又は2階に移動していただくこととする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第9条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文章を交付して説明を行い、入所及び特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約を文章によって締結する。
- 2 入居者はサービスの提供においてプライバシーを可能な限り尊重される。
 - 3 入居者は、希望すれば自己に関する健康や介護の記録（但し、医師が管理す

る医療記録は除く）を閲覧することができるが入居者以外の者がその閲覧を要求しても、入居者の同意がない限り閲覧させることはない。

- 4 入居者の写真、身上や健康に関する記録は、法令等による場合を除き、入居者の意思に反して外部に公開されることはない。
- 5 入居者は、自己が選ぶ医師や弁護士その他の専門家といつでも相談することができる。ただし、その費用は入居者が負担する。
- 6 入居者が施設内で日常使用する金銭の管理を事業所に委託する場合には、あらかじめその管理方法について入居者及び事業者は協議するとともに、入居者はいつでもその管理状況の報告を事業者を求めることができる。
- 7 入居者は緊急やむをえない場合を除き、身体拘束をけたり、精神抑制剤を投与されることはない。
- 8 入居者は、施設での支障がない限り、入居者個人の衣類や家具備品をその居室内に持ち込むことができる。
- 9 入居者は、事業者及び事業者が提供するサービスに対する苦情に関して、いつでも事業者へ直接又はその他の機関、行政機関に対して申し出ることができる。

(緊急時等における対応方法)

第10条 特定施設入居者生活介護等の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 1.) 消火、通報及び避難の訓練(年2回 4月・12月)
- 2.) 消防設備、施設等の点検及び整備
- 3.) 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 4.) その他防火管理上必要な業務

(秘密保持等)

第12条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 管理者は提供した特定施設入居者生活介護等に関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省は策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業者は、虐待の発生 又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じる。

- 1.) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- 2.) 虐待の防止ための指針の整備
- 3.) 虐待の防止のための職員に対する研修
- 4.) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

(身体的拘束等の禁止)

第17条 施設はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録す

る。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- 1.) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- 2.) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3.) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第18条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- 1.) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 2.) 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（職場におけるハラスメントの防止）

第20条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

- 1.) ハラスメントの防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- 2.) ハラスメントの防止ための指針の整備
- 3.) ハラスメントの防止のための職員に対する研修
- 4.) ハラスメントの防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

（その他運営についての留意事項）

第21条 事業者は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 6回
- 2 事業者は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団 慶心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年04月01日より施行する。

この規程は、一部追加し2023年9月1日より施行する。

この規程は、一部追加し2024年9月1日より施行する。